

## 官民境界確認申請チェックリスト（申請人、申請代理人用）

### チェックリスト1 申請の受付 ①～⑥の1つに該当(上から順に確認して下さい。)

チェック	官民境界が含まれる地域	境界確認申請	官民境界の確認方法
<input type="checkbox"/>	①14条地図の地域のうち地積測量図が座標で登記してある地域(法務局14条地図作成地域)	受付できません。 (官民の筆界が未定の場合は受付します。)	・法務局に登記されている地積測量図で確認してください。
<input type="checkbox"/>	②地籍調査事業実施地域 (認証済地区)	受付できません。 (官民の筆界が未定の場合は受付します。)	・土木調査課地籍調査係で地積測量図を交付申請してください。
<input type="checkbox"/>	③過去に確認(明示)した官民境界	受付できません。 (引照点等が無いなど境界の復元性が確認できない場合は受付します。)	・証明書の再交付を希望する場合は、過去と同じ図面(境界に座標があるもの)を作成し、証明願を岐阜市へ提出してください(所有者および所有者の代理人のみ申請できます)。
<input type="checkbox"/>	④地籍調査事業実施地域 (未認証地区)	受付します。	・土地所有者本人または委任状がある方のみ、土木調査課地籍調査係で地積測量図(暫定成果)を交付申請できます。
<input type="checkbox"/>	⑤14条地図の地域のうち基準点資料がある地域	受付します。	・図面、境界座標は、法務局及び調査士会で入手し、座標再現してください。
<input type="checkbox"/>	⑥上記以外	受付します。	・打合せ、現地立会は岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。

※ 国道、県道、民民境界など岐阜市以外の土地は境界確認できません。公園、学校、用排水機場の土地などは所管部署へご相談ください。

※ 岐阜市が証明を交付(再交付を除く)するためには、隣地や対面地の承諾が必要です。

※ 手続き中の箇所と重複した箇所は受付できません。

### チェックリスト2 官民境界確認申請書提出後に、岐阜市から貸与する資料

チェック	官民境界が含まれる区域	資料の内容
<input type="checkbox"/>	地籍調査事業実施地域	・隣接地に過去の立会資料がある場合のみ、土木調査課から貸与します。
<input type="checkbox"/>	14条地図の地域	・隣接地に過去の立会資料がある場合のみ、土木調査課から貸与します。 ・図面、境界座標は、法務局及び調査士会で入手してください。
<input type="checkbox"/>	上記以外の地域	・近隣に過去の立会資料がある場合のみ土木調査課から貸与します。

※ 立会資料がある場合のみ連絡します。申請書受付後、1週間程度かかります。

### チェックリスト3 境界調査・現地立会

チェック	官民境界が含まれる区域(チェックリスト1の区域参照)	岐阜市の境界調査・現地立会
<input type="checkbox"/>	①②③筆界未定地等	座標確認のみの場合、岐阜市の現地立会を省略します。 筆界未定地等で現地立会が必要な場合は、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。
<input type="checkbox"/>	④地籍調査事業実施地域 (未認証地区)	座標確認のみの場合、岐阜市の現地立会を省略します。 筆界未定地で現地立会が必要な場合は、土木調査課地籍調査係が担当します。
<input type="checkbox"/>	⑤14条地図の地域のうち基準点資料がある地域	座標確認のみですので、岐阜市の現地立会を省略します。
<input type="checkbox"/>	⑥上記以外の地域	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。

※ 境界調査および現地立会担当との事前打ち合わせを行い、申請代理人が仮測量図を作成してください。

※ 仮測量図には、確定図に記載の情報は明記してください。

※ 越境物がある場合は事前に報告して下さい。

### チェックリスト4 承諾書、証明願

チェック	項目	内容
<input type="checkbox"/>	・承諾書(様式第9号)、委任状	岐阜市の土地であっても、土木調査課以外が所管する土地については、所管部署の承諾が必要です。 日付は現地立会担当と確認して下さい。岐阜市が現地立会を省略した場合は、岐阜市が確定図を確認した日です。 承諾者と関係土地所有者一覧表が整合しているか確認して下さい。変更が判明した場合は、土地所有者一覧表を再提出して下さい。委任状など、証明書類を添付して下さい。
<input type="checkbox"/>	・確定図	仮測量図から官民境界を移動する場合は再立会を行ってください。
<input type="checkbox"/>	・証明願(様式第10号)、証明願に添付する図面	確定図と整合しているか。申請代理人の押印及び証明願との割印を確認してください。 官民境界について、確定図と点名・座標を変更しないでください。